

♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡  
♡ お知らせコーナー ♡  
♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡

### 善意銀行

2月21日 預託者 小西 サツエ氏 金 5万円 亡夫 昌之様の香典返しとしてありがとうございました。

### 交通災害共済に加入しましょう。

平成12年度徳山市交通災害共済の受付が、3月1日から行われています。現在加入しておられる方の有効期限は3月31日までです。家族そろって加入しましょう。

- ◎ 大人と共に加入すると中学生以下は会費免除となります。
- ◎ 市外に転出されても有効です。

### 卒業・卒園式

- 3月11日（土） 大津島中学校の卒業式が行われます。
- 3月16日（木） 大津島幼稚園の卒園式が行われます。
- 3月17日（金） 大津島小学校の卒業式が行われます。

### 火葬場供養祭

3月22日（水） 大津島火葬場の供養祭が現地で執り行われます。

### ふれあいツアー

3月24日（金） ふれあいツアーが馬島地区を会場に開催されます。今回のツアー参加申込者は100人で、島づくり協議会では特産品のとりまとめなどの準備を進めています。皆さんのご協力をお願いします。

### 桜まつり

4月9日（日） 大津島小学校運動場で開催されます。舞踊・箏曲やカラオケ大会などの催しが予定されています。ご近所お誘い合わせて参加下さい。

### 老人クラブ交流会

4月9日（日） 須金と大津島地区の老人クラブが、春の交流会を大津島小学校の運動場で行います。参加申込みは各老人クラブにしてください。

◎編集後記…限られた紙面ですが、地域の皆さんに役立つ記事を掲載したいと考えています。情報、ご意見などお寄せ下さい。

第84号

# 潮流

平成12年3月5日  
大津島地区コミュニティ推進協議会

### 同和問題を考える集い

2月29日（火）馬島公民館で同和問題を考える集いが開催されました。この集いは、同和問題の正しい理解と、ひとりひとりを大切にして住みよい地域づくりを進めることを目的とするもので、今回は幼少の頃からの視覚障害という不利な条件を背負いながら、点訳ボランティアとして、又、山口県立大学講師として幅広く活躍されている、中村実枝先生の体験に基づいた「夢いつか きっと」と題しての講演が行われました。

先生は、たとえ障害を持っていても、いなくても人の心はみんな同じなんだ、同じ心を持つ同じ人間として、ひとりひとりの心の持ち方によって一緒に生きていける、ふれあい・しりあい・理解しあい・譲り合うこと、お互いがもっともっとわかりあえるよう努力すれば、平等の社会を築くことが出来ると話されました。



## 建国記念奉祝大会

2月11日（祝）、建国を祝い国を愛する心を養おうと、コミュニティ・観光協会・体育振興会の共催で、建国記念奉祝大会が砲台山で開催されました。

今年は天候に恵まれたこともあって、子供からお年寄りまで約70人が健康づくりを兼ね、麓から会場まで徒歩で元気に参加しました。

式典の後はピンゴゲームをしたり、バーベキューを囲んでの話も弾み、皆とても楽しそうで、大いに地域のふれあいが深まった一日となりました。



### 移動図書館“やまびこ号Jr”巡回日程

◎巡回日

◎巡回場所

3月18日（土）	①瀬戸浜自治会館	10:30~10:50
4月19日（水）	②刈尾巡航待合所	11:00~11:40
5月9日（火）	③大津島小学校	13:00~13:35
5月23日（火）	④馬島公民館	13:50~14:20
	⑤大津島中学校	14:50~15:30

☆図書館の本は何方でも無料で利用できます。どうぞ、お気軽にご利用下さい。

☆悪天候の場合は巡回を中止することもありますので、ご了承下さい。

☆お問い合わせは、徳山市中央図書館奉仕係 ☎22-8683

## 老人ふれあい会

2月28日（月）本浦地区老人ふれあい会が大津公民館で開催されました。

参加した50名のお年寄りは同和啓発映画「紫陽花のころ」を鑑賞した後、主催者である大津婦人会の心尽くしの手料理で和やかに懇談を楽しみました。



### ご存じですか！ 介護保険制度

◎介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みを創ろうとするものです。

1. この制度は平成12年4月からはじまります。
2. 介護保険に加入するのは、40歳以上の人で、年齢によって2種類に分けられます。
  - (1)第1号被保険者→65歳以上の人  
保険料は所得段階に応じて市町村ごとに設定
  - (2)第2号被保険者→40歳以上～65歳未満の医療保険に加入している人  
保険料は加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
3. 寝たきりや痴呆などで、要介護・要支援状態になったとき、介護保険からサービスを受けることができます。サービスを利用するときは、市町村に要介護認定を申請し、介護が必要な状態と認定を受けることが必要です（申請から認定まで1ヶ月位かかります）。
4. 介護保険では在宅・施設サービスがうけられます。
5. 介護保険サービスを利用した場合、利用者負担は1割です。